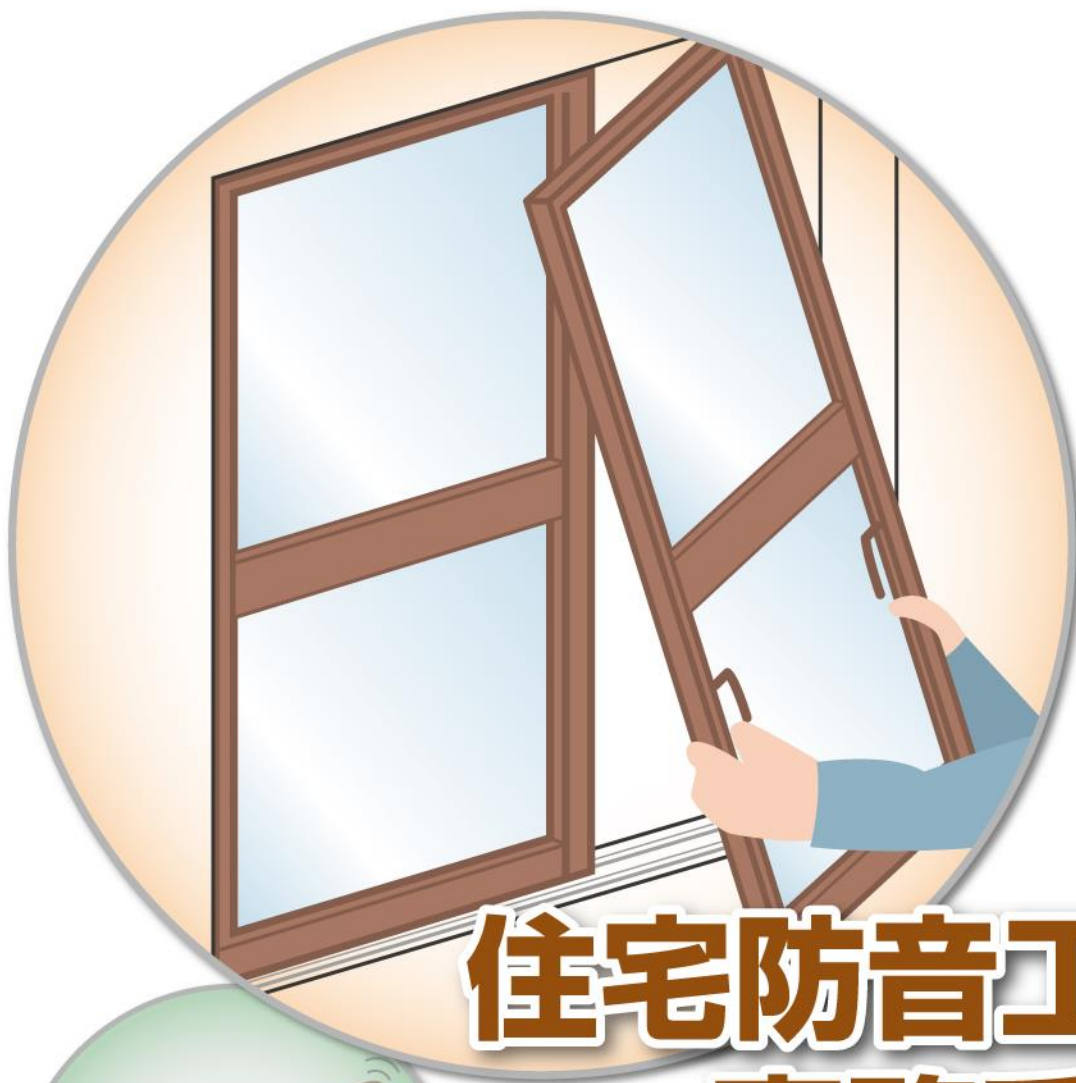
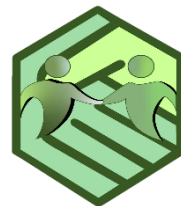
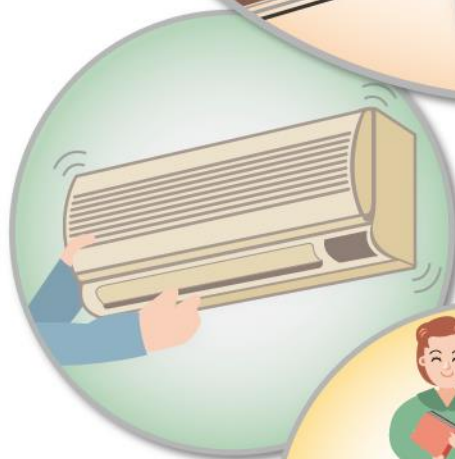




住宅防音工事の 事務手続き について



防音建具
機能復旧工事

東北防衛局 防音対策課



も く じ

防音建具機能
復旧工事

はじめに	1
A 住宅防音事業について	2
B 事務手続について	5
1 交付申込書	7
2 現地調査	9
3 内定通知書	9
4 交付申請書	10
5 交付決定通知書	11
6 工事や設計の契約	11
7 着手報告書	14
8 遂行状況報告書	14
9 計画変更申請書	15
10 計画変更承認書	16
11 工事の完了	16
12 実績報告書	17
13 確定通知書	18
14 補助金の請求・支払	18

はじめに

このパンフレットは、住宅防音事業補助金交付申込書に併せて配付しているものです。

このパンフレットには、住宅防音工事（防音建具機能復旧工事）の手続きを進めるために必要な事項を記載していますので、ご一読願います。

また、交付申込書や添付書類などにより、住宅防音工事の補助対象となるかを国が審査いたします。

なお、場合によっては住宅防音工事の補助対象とならないことがありますので、ご注意願います。

注意

偽りの報告で不正に補助金の交付を受けた場合は、**補助金を返還**していただくことになります。

例えば、住宅防音工事を実施していない部屋に設置してある建具を交換するなど、本来、機能復旧工事の対象とならない建具について補助金の交付を受けた場合は、これに当たります。

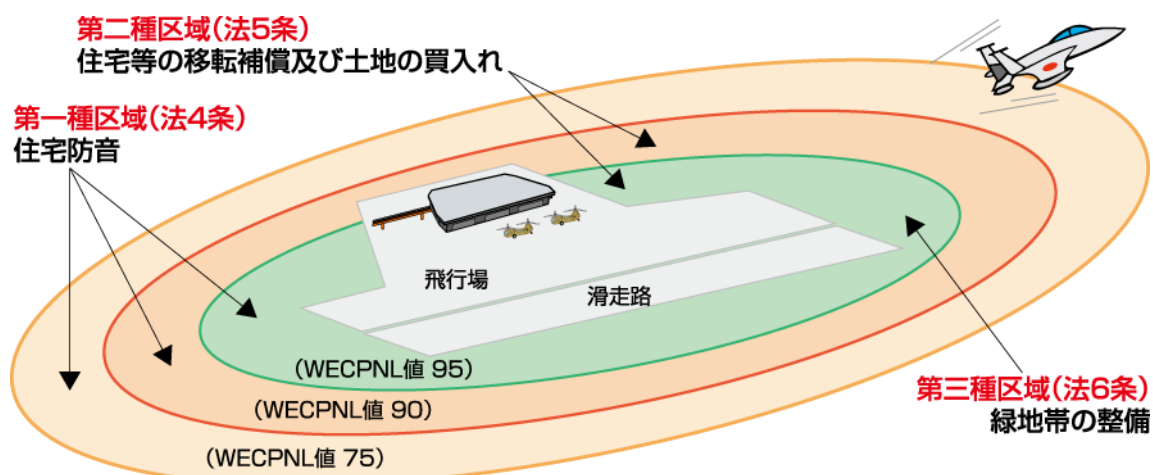
A 住宅防音事業について

A

住宅防音事業とは

住宅防音工事の対象区域（第一種区域）内に、指定される以前から所在している住宅の所有者や住民の皆様方が、航空機騒音による障害を防止し、または軽減するために行う防音工事に対して、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）」の第4条などに基づき、行われる補助事業です。

住宅防音及び移転補償などの対象区域



【WECPNL】

■WECPNLとは「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」（加重等価継続感覚騒音レベル）の略です。Wと略して使用します。

■音響の強度（dB（A）デシベル）、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量（総暴露量）を1日の平均として総合的に評価するもので、ICAO（国際民間航空機構）で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。

■なお、「航空機騒音に係る環境基準について」の一部改正（平成25年4月1日適用）により、航空機のうるささを表す単位が変更されたことから、今後の第一種区域等は新たな単位で指定することとしています。

住宅防音事業の種類

告示前 住宅防音事業	防衛大臣が指定する第一種区域に、区域指定される以前から所在している住宅が対象となります。
特定 住宅防音事業	第一種区域に所在する住宅のうち、下表に記載する区域及び期日に所在している住宅が対象となります。
告示後 住宅防音事業	第一種区域に所在する住宅のうち、下表に記載する区域及び期日に所在している住宅が対象となります。

三沢飛行場周辺の対象となる住宅

第一種区域	住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象
昭和54年9月5日に告示した区域 (防衛施設庁告示第19号)	昭和54年9月5日 までに建築された住宅	昭和54年9月6日から平成11年3月30日まで に建築された住宅
昭和56年10月31日に告示した区域 (防衛施設庁告示第25号)	昭和56年10月31日 までに建築された住宅	昭和56年11月1日から平成11年3月30日まで に建築された住宅
昭和58年9月10日に告示した区域 (防衛施設庁告示第19号)	昭和58年9月10日 までに建築された住宅	昭和58年9月11日から平成11年3月30日まで に建築された住宅
昭和63年10月31日に告示した区域 (防衛施設庁告示第15号)	昭和63年10月31日 までに建築された住宅	昭和63年11月1日から平成11年3月30日まで に建築された住宅
平成11年3月30日に告示した区域 (防衛施設庁告示第5号)	平成11年3月30日 までに建築された住宅	

三沢対地射爆撃場周辺の対象となる住宅

第一種区域	住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象
昭和54年9月5日に告示した区域 (防衛施設庁告示第20号)	昭和54年9月5日 までに建築された住宅	昭和54年9月6日から平成11年3月30日まで に建築された住宅
昭和58年9月10日に告示した区域 (防衛施設庁告示第20号)	昭和58年9月10日 までに建築された住宅	昭和58年9月11日から平成11年3月30日まで に建築された住宅
平成1年3月30日に告示した区域 (防衛施設庁告示第6号)	平成1年3月30日 までに建築された住宅	平成1年3月31日から平成11年3月30日まで に建築された住宅
平成11年3月30日に告示した区域 (防衛施設庁告示第6号)	平成11年3月30日 までに建築された住宅	

八戸飛行場周辺の対象となる住宅

第一種区域	住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象
昭和55年12月26日に告示した区域 (防衛施設庁告示第23号)	昭和55年12月26日 までに建築された住宅	昭和55年12月27日から昭和58年3月10日まで に建築された住宅
昭和58年3月10日に告示した区域 (防衛施設庁告示第2号)	昭和58年3月10日 までに建築された住宅	

松島飛行場周辺の対象となる住宅

第一種区域	住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象	告示後住宅防音事業の対象
昭和54年8月31日に告示した区域 (防衛施設庁告示第14号)	昭和54年8月31日 までに建築された住宅	昭和54年9月1日から昭和61年2月25日 までに建築された住宅	平成18年12月の区域 見直しによって指定した 85W以上の区域として 別に定める区域のうち、 昭和61年2月26日から 平成8年2月25日までに 建築された住宅
昭和55年12月26日に告示した区域 (防衛施設庁告示第24号)	昭和55年12月26日 までに建築された住宅	昭和55年12月27日から昭和61年2月 25日までに建築された住宅	
昭和58年3月10日に告示した区域 (防衛施設庁告示第4号)	昭和58年3月10日 までに建築された住宅	昭和58年3月11日から昭和61年2月25 日までに建築された住宅	
昭和61年2月25日に告示した区域 (防衛施設庁告示第3号)	昭和61年2月25日 までに建築された住宅		
平成18年12月26日に告示した区域 (防衛施設庁告示第12号)			

補助の対象となる防音建具

A

- 防音工事により設置され、工事完了の日から10年以上が経過※し、現にその機能の全部又は一部を保持していない防音建具が機能復旧工事の対象となります。ただし、建具が設置されている部屋を居室以外に改造したり、増改築等により防音区画が保持されていない場合等は補助対象にはなりません。

※希望届の受付に制限を設けさせて頂いておりますので、詳細については当局HP等をご覧ください。

- 対象となる建具は、防音工事により設置された防音サッシです。室内の戸襖、襖、ガラス戸等は補助対象にはなりません。

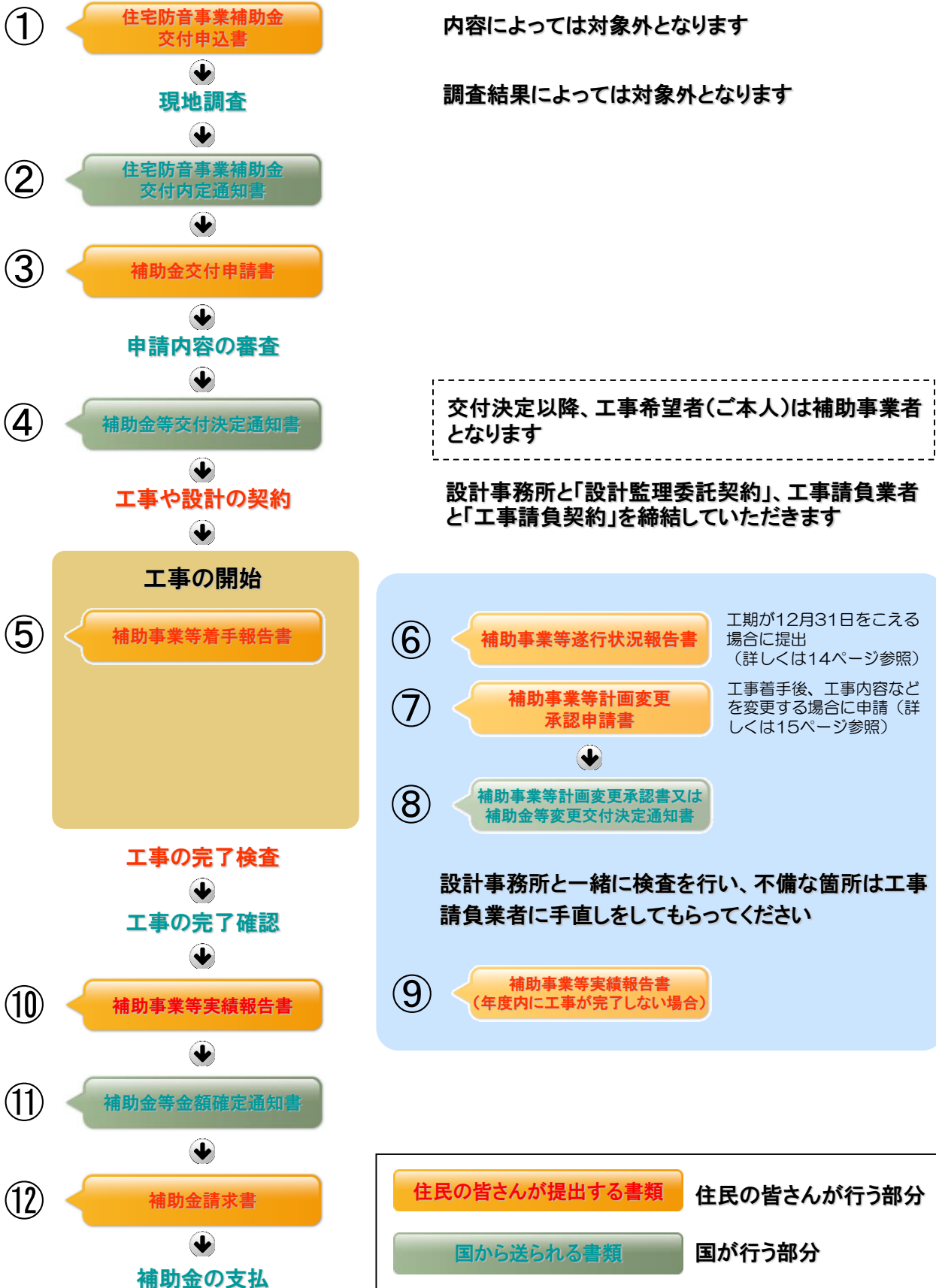
- この補助金は標準的な工法や材料を基準としているため、ご本人の都合で材料等をグレードアップするための費用は自己負担となります。

- 第一種区域の指定日以降に建て替えた住宅で防音工事を実施した場合は、当面、住宅の解体時点での所有者又は居住者が復旧工事を行うときのみ補助の対象となります。

- 第一種区域の見直しにより、対象とならなくなる場合などがあります。
(区域指定・告示の詳細な内容については、東北防衛局、三沢防衛事務所縦覧できます。)

B 事務手続について

補助金交付（住宅防音事業）の事務手続の流れ



今後の事務手続については、以下の書類の提出・受領をしていただくこととなります。また、令和3年度からは、工事希望者からの希望があれば、事務手続の一部について、電子メールでのやり取りをすることが可能となりましたので、希望する場合は、交付申込書の提出前に国又は国から委託を受けた者に申し出てください。電子メールでの事務手続については、各種書類に必要事項を記入した後、自らがPDF形式に変換した上で電子メールにより送付していただく必要がありますので、書類をPDF化できる設備（スキャナー等）が必要となります。

なお、事務手続が終わる都度、右端の完了欄のところにチェックを入れて、手続きの進行状況の確認にご使用ください。

	書類名	皆様方が作成する文書	国から送付	完了
①	住宅防音事業補助金交付申込書	 		☐
②	住宅防音事業補助金交付内定通知書		 	☐
③	補助金交付申請書	 		☐
④	補助金等交付決定通知書		 	☐
⑤	補助事業等着手報告書	 		☐
⑥	補助事業等遂行状況報告書	 		☐
⑦	補助事業等計画変更承認申請書	 		☐
⑧	補助事業等計画変更承認書又は補助金等変更交付決定通知書		 	☐
⑨	補助事業等実績報告書 (年度内に工事が完了しない場合)	 		☐
⑩	補助事業等実績報告書 (工事が完了した場合)	 		☐
⑪	補助金等金額確定通知書		 	☐
⑫	補助金請求書	 		☐

⑥、⑦、⑧、⑨については、事情により工事が予定どおり完了しなかった場合などに実施していただくものです。

必要に応じて提出する書類 参考資料－ 7 ・ 8 ページ参照

-  住宅の建て替え状況
-  住宅防音工事承諾書（住宅の共有者又は相続権者がいる場合に必要）

留意事項

防音工事済住宅の解体などについて

防音工事を実施した住宅や住宅防音工事により設置した空気調和機器については、防音工事完了後においても善良な管理をしていただくこととなります。

防音工事完了後、下記に示す処分制限期間内に解体や住宅以外で使用する場合は、東北防衛局長の承認が必要となります。

その際、場合によっては、補助金相当額を返納していただくこととなる場合がありますので、あらかじめ当局にお問い合わせください。

なお、借家人が補助事業者として住宅防音工事を実施した場合は、引っ越しをする際、住宅防音工事に係る一切の義務を、建物所有者に継承する手続きを行ってください。

住 宅

構 造	処分制限期間
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47年
ブロック造	38年
金属造（骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る）	34年
金属造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のものに限る）	27年
金属造（骨格材の肉厚が3mm以下のものに限る）	19年
木造又は合成樹脂造	22年
木骨モルタル造	20年

空気調和機器

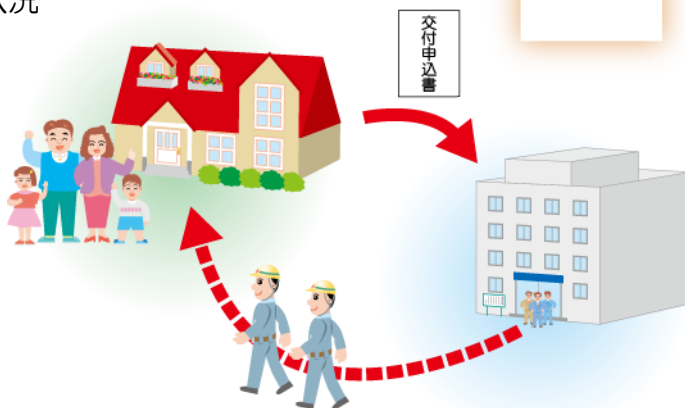
機 器	処分制限期間
冷暖房機（エアコン）・換気扇など	6年

2 現地調査

住宅防音事業補助金交付申込書を国に提出されますと、国は申込内容の確認審査を行った後に各世帯ごとに現地調査を行います。

確認内容

- ア 復旧工事を希望する防音建具の状況
- イ 生活実態及び居住状況
- ウ 防音工事を行う住宅に現に居住している方の転居予定
- エ 売却・建替・転居などの予定
- オ 防音工事の実績
- カ 工事希望者などの本人確認
(申込書提出時に運転免許証等の写しを添付せず本人確認を行う場合)



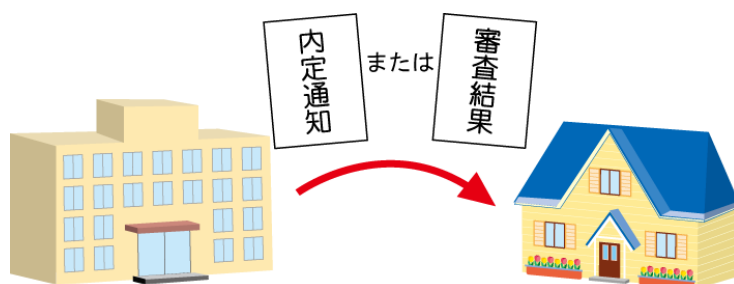
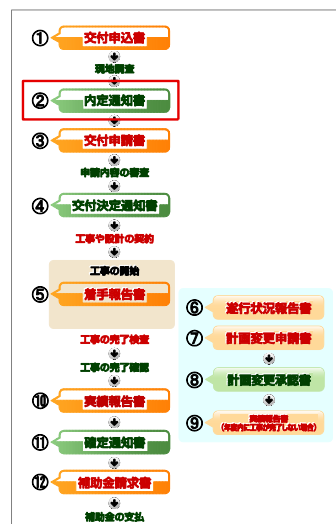
留意事項

現地調査の実施時期は、交付申込書を国に提出していただいた後に、国又は国から委託を受けた者から連絡があります。

3 内定通知書

現地調査を実施した後、補助金を交付することに内定した場合は、「住宅防音事業補助金交付内定通知書」により通知します。なお、補助金を交付することが認められない場合には、「交付申込書の審査結果等について（通知）」によりその理由などを通知しますので、ご不明な点がございましたら、当局（パンフレット裏面に記載）までお問い合わせください。

参考資料－9・10ページ参照



4 交付申請書

補助金の交付を申請する場合は、補助事業等の目的や内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した「補助金交付申請書」を提出していただきます。

参考資料－11・12ページ参照

必要書類(添付書類)

-  設計図書（図面及び設計書）



留意事項

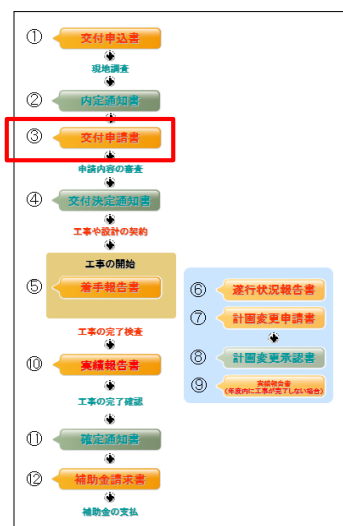
-  借家などの場合は、原則として住宅の所有者の方が申請者になっていただくことになります。
-  審査の結果、補助金の交付の対象として認められないこととなる場合があることを、あらかじめご承知おきください。
-  国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。

補助対象経費について

補助金の交付の対象とする経費は「工事費」と「設計監理費」です。

設計監理費については、工事費に100分の6を乗じて得た額（※計算した額は千円未満を切り捨ててください）としますが、算出された額が158千円に満たない場合は、158千円を設計監理費（下限額）とします。（ただし、これまでどおり、同一設計事務所が同一設計を繰り返し行う場合には設計監理費の額の低減が適用されるため、当該下限額未満となる場合があります。令和8年10月1日以降の交付決定から適用となります。）

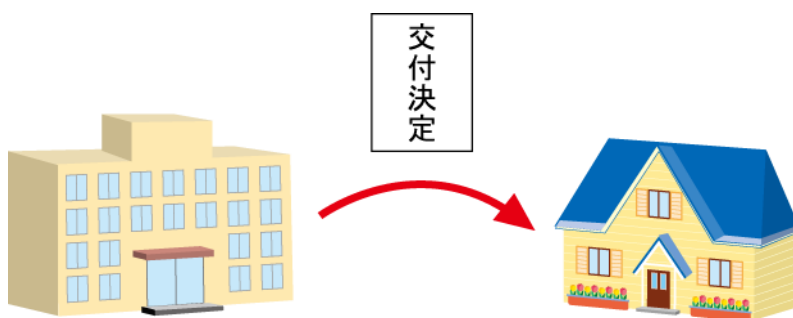
MEMO



5 交付決定通知書

皆様方から補助金交付申請書の提出を受け、補助事業等の目的や内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないかなどを審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、「補助金等交付決定通知書」により通知します。

参考資料－13ページ参照



6 工事や設計の契約

皆様方の住宅を改造工事しますので、工事の内容をしっかりと監理していただく必要があります。また防音工事は国民の皆様からの税金で行われていますので、公正に契約金額を決定していただく必要があります。

このため防音工事の契約は、以下の内容をご確認の上、諸手続を行ってください。

補助金交付の条件（契約関係）

- ☑ 補助金等交付決定通知書において、以下の条件が課せられます。
 - ① 請負・委託契約については、それぞれ別の者（資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない者）と締結しなければならない。
 - ② 請負・委託契約の締結に際しては、公正に契約金額を決定しなければならない。
 - ③ 請負・委託契約の締結に際しては、請負業者及び受託業者が、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨を明記した契約書を作成しなければならない。

契約相手方の選定

- ✓ 工事請負契約及び設計監理委託契約は、それぞれ別の者（※）と締結してください。
これらの契約は、共同住宅（いわゆる2世帯住宅を除く。）等で複数世帯を同一発注者が同一時期に同一業者と契約する場合、複数世帯分を一括して契約してください。
- ✓ 契約を予定する相手方に、上記「補助金交付の条件」を伝え、資本又は人事面において関連のない別の者であることを確認してください。
- ✓ なお、口頭の確認では心配な場合は、契約締結時に誓約書を取り付けるなどしてください。

※「別の者」とは、当事者間の関係が次のいずれにも該当しない場合です。

資本金面：親会社等又は子会社等の関係にある場合、

若しくは一方の会社等が他方の会社等の関連会社である場合

人事面：一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を兼ねている場合

契約金額の決定など

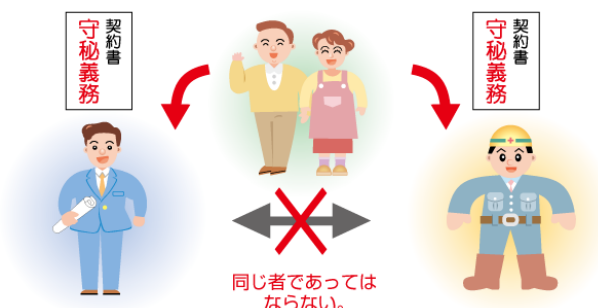
- ✓ 公正に契約金額を決定するため、以下の事項を厳守してください。
 - ◇工事請負契約及び設計監理委託契約は、交付決定額を提示せずに、見積書を徴取した上で、契約を締結してください。
 - ◇なお、工事請負契約は、共同住宅（いわゆる2世帯住宅を除く。）で複数世帯を同一時期に発注する場合は、原則として競争入札や複数の工事請負者から見積書を徴取した上で契約を行ってください。
 - ◇徴取した見積書などについては、防音工事が交付決定の内容やこれに附した条件に適合するかなどを確認するために必要となるので、大切に保管してください。
- ※手順については次ページ参照

守秘義務等について

- ✓ 契約書には、守秘義務に係る事項を盛り込んでください。
- ✓ 具体的には以下の例に沿った内容が、契約書又は契約書の特約条項に記述があることを確認し、契約を締結してください。

第〇条 乙は、この契約の履行に関して知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、第〇条の業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

第〇条 乙は、この契約の履行により取得した個人情報等を当該業務を実施するための目的以外に使用しないものとする。





契約手続の実施手順、方法

- ① 補助事業者が自ら、設計業者及び工事業者へ連絡をし、見積書の取り付けを行ってください。



- ② 補助事業者が自ら見積書を取り付けた後、選定結果報告書を作成し、同報告書及び見積書（写し）を国に提出してください。



- ③ 補助事業者は自ら取り付けた見積書の内、原則として交付決定通知書に記載されている工事費及び設計管理費を超えない見積書の工事業者及び設計業者と契約をしてください。

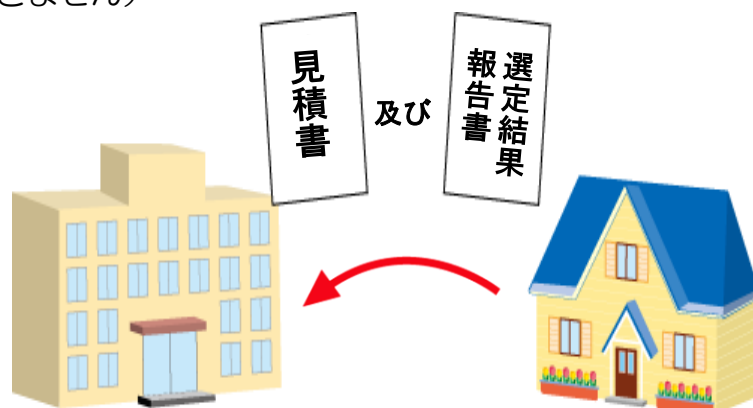


- ④ 取り付けた見積書は、工事が交付決定の内容やこれに附した条件に適合するかなどを確認するために必要となるので補助事業者が大切に保管してください。

6

留意事項

- 前ページの補助金交付の条件（契約関係）、契約相手の選定、契約金額の決定及び守秘義務等についてをご確認の上、金額等を公正に決定してください。
- 住宅防音工事は、皆様方ご本人が国に補助金を申請し、補助事業者となって設計事務所及び工事請負業者を選定し、契約して工事を実施する事業です。
- 設計や工事を途中で中止する場合、それまでにかかった設計費や工事費などの費用は、皆様方ご本人の負担となる場合がありますので、十分にご注意下さい。（国からお支払いできません）



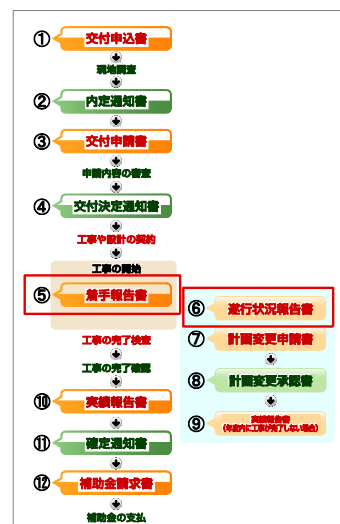
7 着手報告書

工事に着手した場合は、工事に係る契約状況や着手した年月日を記載した「補助事業等着手報告書」を提出していただきます。

参考資料－14ページ参照

留意事項

-  着手報告書の提出は、工事の着手後7日以内に提出してください。
-  ただし、工事の着手後7日以内に工事が完了する場合は、着手報告書を提出する必要はありません。
-  国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。



8 遂行状況報告書

工事に着手した後に工期が12月31日をこえる場合は、12月31日時点の出来高や進捗率などを記載した「補助事業等遂行状況報告書」を提出していただきます。なお、工事の着手後3ヶ月以内に工事が完了する場合や、工事の着手後1ヶ月以内に12月31日になる場合は、遂行状況報告書を提出する必要はありません。

参考資料－15ページ参照

留意事項

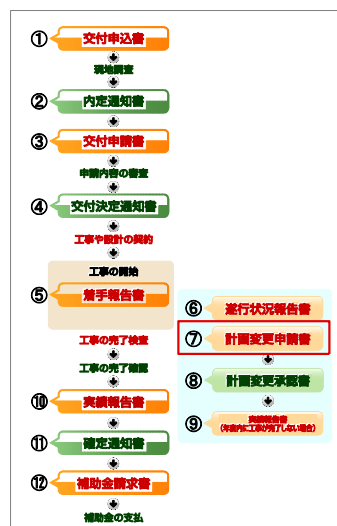
-  遂行状況報告書の提出は、工事の着手後12月31日現在の遂行状況を翌年1月14日までに提出してください。
-  国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。

9 計画変更申請書

工事に着手した後に、以下の変更がある場合は、補助事業等計画変更承認申請書を提出していただきます。

- 工事の完了予定期日を1月以上延期する場合
- 工事の完了予定期日を4月1日以降まで延期する場合
- 工事を行う居室、建具の数を変更する場合
- 工事費（工事雑費を除く。）を工事雑費又は設計監理費へ流用する場合
- 金属製建具の材料又は気密機構を変更する場合
- 音響の防止の効果を軽減するおそれのある工法又は材料に変更する場合

参考資料－16ページ参照



必要書類(添付書類)

-  理由書



必要に応じて提出する書類

-  設計書（計画の変更に伴い変更を必要とした箇所）は、変更前と変更後の計画の違いが比較できるよう修正を加えたもの
-  図面（計画の変更に伴い変更を必要とした箇所）は、変更後の内容を明示したもの

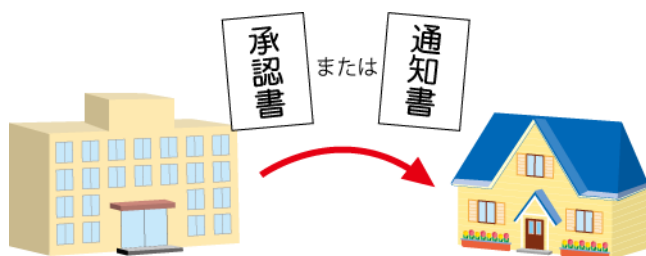
留意事項

-  変更がある場合は、まず、国又は国から委託を受けた者に連絡してください。
-  国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。

10 計画変更承認書

皆様方から計画変更承認申請書の提出を受け、理由や内容が適正であるかなどを審査し、「補助事業等計画変更承認書」又は「補助金等変更交付決定通知書」を通知します。

参考資料－17・18ページ参照



11 工事の完了

工事が完了しましたら、設計図書どおりに工事がなされているかを設計事務所と皆様方で検査をしていただきます。

検査をしていただいた後に、国又は国から委託を受けた者が交付決定の内容どおりに工事がなされているかを現地又は工事写真などで確認します。

留意事項

- 設計事務所による検査や国又は国から委託を受けた者の確認により不備な箇所が認められたときは、工事請負業者に手直しを行ってもらってください。



12 実績報告書

工事が完了した場合

工事の完了が確認できましたら、「補助事業等実績報告書」を国に提出していただきます。

参考資料－19・20ページ参照

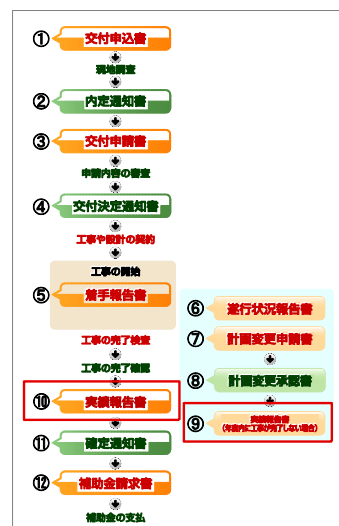
必要に応じて提出する書類

-  計画変更承認申請書の提出を要しない軽微な変更（15ページに示す変更以外のもの）があった場合
 - ・設計書（変更前と変更後の違いが比較できるもの）
 - ・図面（変更後の内容を明示したもの）



留意事項

-  国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。



年度内に工事が完了しない場合

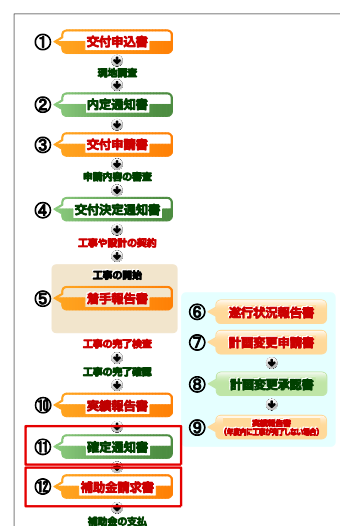
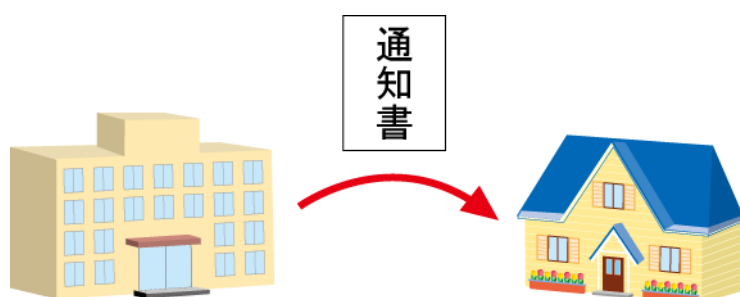
交付決定が行われた会計年度内（4月1日～翌年3月31日）に工事が完了しない場合は「補助事業等実績報告書」を国に提出していただきます。

参考資料－21・22ページ参照

13 確定通知書

皆様方から実績報告書の提出を受け、補助事業等の目的や内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないかなどを審査し、交付決定の内容とおりであると認めたときは、「補助金等金額確定通知書」により通知します。

参考資料－23ページ参照



14 補助金の請求・支払

工事が完了しましたら、国に対し補助金の請求をしていただきます。

皆様方は、国に対する請求や工事請負業者などへの支払を国が指定する者に委任していただきます。その後、国が指定する者から工事請負業者などへ補助金の支払いを行います。

なお、場合によっては国に直接請求していただくこともあります。



住宅防音工事の相談窓口となる国の機関



対象飛行場

三沢飛行場

三沢対地射爆撃場

八戸飛行場

松島飛行場

《お問い合わせ先》

〒983-0842

宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号

東北防衛局 企画部 防音対策課 住宅防音第1・2・3係

TEL.022-297-8216

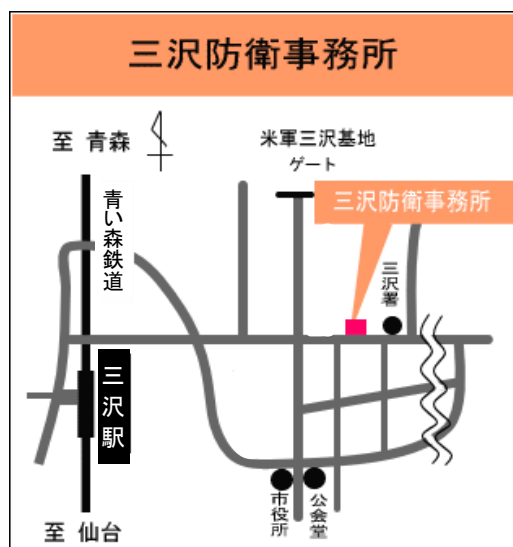
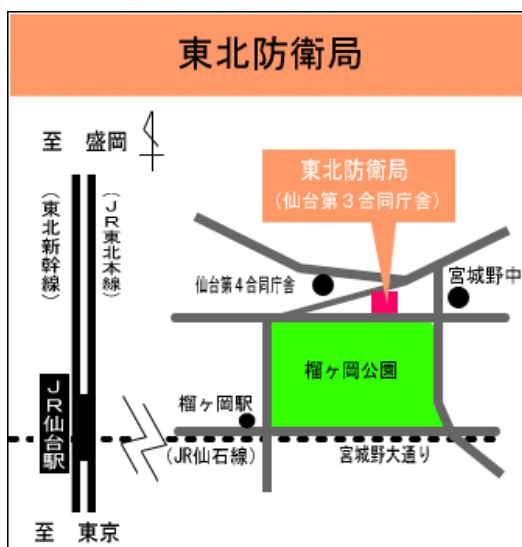
<https://www.mod.go.jp/rdb/tohoku/>

〒033-0012

青森県三沢市平畑一丁目1番31号

三沢防衛事務所 施設課

TEL.0176-53-3118



参考資料

も く じ

交付申込書	1
内定通知書	9
交付申請書	11
交付決定通知書	13
着手報告書	14
遂行状況報告書	15
計画変更申請書	16
計画変更承認書	17
実績報告書	19
確定通知書	23

交付申込書

記入要領

住宅の所在地

登記事項証明書（法務局等で交付）又は家屋所在証明書（市役所等で発行：市町村により名称が異なります。）に記載されている住宅の所在地を記入してください。

【住所と異なっている場合がありますので御注意願います】

住宅に係る工事希望者の権利の種類

工事希望者が住宅の所有者である場合は「所有権」を、借家人の場合は「賃借権」を○で囲んでください。

工事希望者以外の所有者などの住宅防音工事に係る承諾

■住宅の所有者

工事希望者が借家人の場合、工事希望者が住宅の所有者である場合でも工事希望者以外に住宅の共有者がいる場合は、住宅の所有者又は共有者の承諾が必要となります。（所有者又は共有者本人が必要事項を記入の上、押印）

■借家人

工事希望者が大家の場合、居住する借家人の承諾が必要となります。（借家人本人が必要事項を記入の上、押印）

なお、住所を記入する際には、住民票に記載されている建物（アパートなど）名称及び部屋番号まで記入してください。



運転免許証等※の書類による本人確認を希望する場合の確認時期

工事希望者が工事を希望又はその他の所有者など（所有者・共有者・居住者）が工事を承諾しているかを確認する方法は以下の2つの方法があります。

- ①運転免許証等※の写しを交付申込書に添付して提出
- ②申込書提出時あるいは現地調査時に運転免許証等を提示して直接本人確認

②の場合は、確認の希望時期を○で囲ってください。

（申込書提出時の場合）

本人確認を希望するご本人が、申込書を国又は国の業務委託先へ持参していただく必要があります。

（現地調査時の場合）

本人確認を希望するご本人が、現地調査に立ち会う必要があります。

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、健康保険の資格確認書、在留カード、特別永住者証明書
その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認するに足りるもの。

（注）上記①による方法の場合、個人番号並びに被保険者等記号・番号等が記載された書類については、当該記載に黒塗り等を行い、判別不可能な状態にして添付してください。

防音建具機能復旧工事実施予定居室数及び予定窓数

「防音建具機能復旧工事実施予定居室数」の欄には、工事を予定している居室数を記入してください。

「防音建具機能復旧工事実施予定窓数」の欄には、工事を予定している窓の数を記入してください。

「建具の状況」の欄には、工事を予定している窓の故障などの状況を記入してください。

機能復旧工事を希望する防音建具を設置した防音工事の補助金等交付決定年月日

過去に防音工事を実施した際に国から通知した「補助金等交付決定通知書」の右上に記載されている日付を記入してください。

住宅の見取図

住宅の建て替え状況

住宅を建て替えている場合には、「住宅の建て替え状況」に所要事項を記入し、添付書類と併せて提出してください。

• 提出上の注意 •

添付書類について

申込前3ヶ月以内に作成されたものを提出してください。

自宅の場合に添付する書類 (所有者自身が居住している場合)	登記事項証明書(建物)又は 家屋所在証明書(市町村長発行) ※1
	所有者の運転免許証等の写し(申込書提出時又は現地調査時に本人確認する場合は必要ありません。) ※2
借家の場合に添付する書類	登記事項証明書(建物)又は 家屋所在証明書(市町村長発行) ※1
	所有者(大家)と借家人(居住者)の両者の運転免許証等の写し(申込書提出時又は現地調査時に本人確認する場合は必要ありません。) ※2

※1：いつ建設された住宅なのかを確認するため

※2：本人が申込んだものであるかを確認するため

住宅の共有者がいる場合について

共有者を特定するため、全ての建物所有者が記載されている登記事項証明書が必要となります。(家屋所在証明書で判断できる場合を除く。)

次の場合は、上記以外に証明書などの提出が必要となります。

登記簿上の所有者が死亡などの場合	名義変更が済んでいない場合 ・戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍
防音工事後に相続(購入)した場合	住宅防音工事実施済み住宅使用者の補助金 交付条件の承継について※
防音工事後に増改築などをして、 防音区画を崩した場合	住宅防音工事に係る財産処分の承認申請に ついて※

※：書式は国から取り寄せてください。

その他、不明の点は当局にお問い合わせください。

東北防衛局長 殿

工事希望者 住 所 〒231-0003 宮城県仙台市中央区北中通5-57 (電話) 045-211-7113
(フリガナ) ボウエイ タロウ
氏 名 防衛 太郎

航空機騒音による障害を防止又は軽減するため、住宅防音事業補助金の交付を受けたいので、下記により申し込みます。

記

- 1 住宅の所在地：宮城県仙台市鶴間1-13-2 コーポ防衛Ⅰ
- 2 住宅に係る工事希望者の権利の種類（該当するものを○で囲む。）
所有権 賃借権 その他（ ）
- 3 工事希望者以外の所有者等の防音工事に係る承諾（工事希望者が所有権を有する場合には、(1)は記入不要。また、工事希望者が借家人である場合には、(2)は記入不要。）
(1) 住宅の所有者：当該住宅の防音工事の施工を承諾します。

令和〇〇年 〇月 〇日

住 所：東京都新宿区市谷本村町5-1
(フリガナ) ボウエイ ハナコ
氏 名：防衛 花子

- (2) 借 家 人：当該住宅の防音工事の施工を承諾します。

令和〇〇年 〇月 〇日

住 所：宮城県仙台市鶴間1-13-2 コーポ防衛Ⅰ
(フリガナ) ボウエイシヨウタロウ
氏 名：防衛 省太郎

- 4 工事希望者その他の所有者等が、運転免許証等の提示により本人であることの確認を希望する場合のその確認の希望時期
(1) 工事希望者の本人確認時期（希望時期を○で囲む。） 申込書提出時・現地調査時
(2) その他の所有者等の本人確認時期（希望時期を○で囲む。） 申込書提出時・現地調査時
- 5 防音建具機能復旧工事実施予定居室数及び予定窓数

防音建具機能 復旧工事実施 予定居室数	防音建具機能 復旧工事実 施予定窓数	建具の状況
1 室	2 窓	故障

- 6 機能復旧工事を希望する防音建具を設置した防音工事の補助金交付決定年月日

補助金交付決定年月日
S60. 8. 1

- 7 住宅の見取図：別紙第1のとおり（機能復旧工事を希望する防音建具の設置場所を記入）
- 8 住宅の建て替え状況：別紙第2のとおり（住宅を建て替えていない場合には、記入不要）

添付書類

- (1) 登記事項証明書又は家屋所在証明書
(2) 運転免許証等の写し（4に該当する場合は除く。）

※ 以下の欄は記入しないでください。

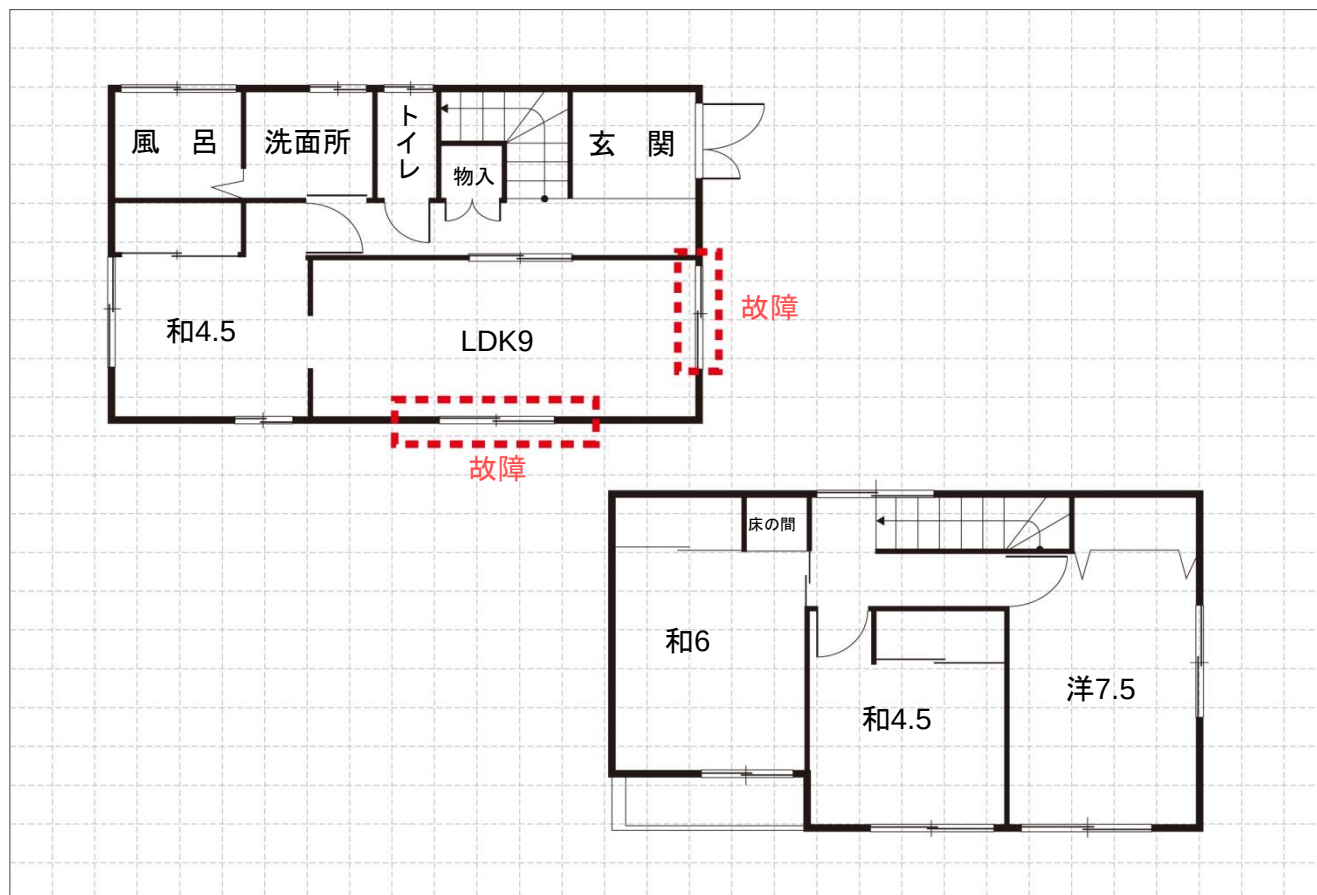
- ア 工事希望者の本人確認：□運転免許証 □個人番号カード □その他（ ）
イ その他の所有者等の本人確認：□運転免許証 □個人番号カード □その他（ ）

確認者：

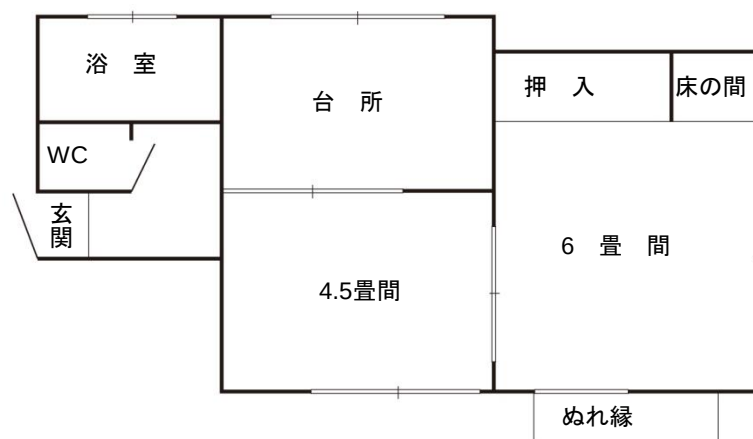
住宅見取図

(機能復旧工事を希望する防音建具の設置場所を記入)

氏 名 防衛 太郎



見取図の例



作 動 状 況 一 覧 表

付 紙

居室 番号	居室の形態 (量)	建具 番号	建具の種類	メーカー	設置 年度	故障等の状況	左記の確認 ※確認者が記載	
			☐ 引違い窓 (☐ 2枚 ☐ 4枚) ☐ 開き窓 ☐ すべり出し窓 ☐ 内倒し窓 ☐ フラッシュ戸	☐ 三協立山 ☐ LIXIL ☐ 不二サッシ ☐ 豊和 ☐ YKK AP ☐ 金秀		☐ ハンドルの破損 ☐ 鍵の破損 ☐ 戸当りの破損 ☐ ドアチェックの破損 ☐ 気密ゴムの剥離 ☐ 建具、取付枠の腐食	☐ 開閉不良 ☐ 閉状態でのがたつき ☐ その他 ()	☐ 左記のとおり ☐ 変更あり ()
			☐ 引違い窓 (☐ 2枚 ☐ 4枚) ☐ 開き窓 ☐ すべり出し窓 ☐ 内倒し窓 ☐ フラッシュ戸	☐ 三協立山 ☐ LIXIL ☐ 不二サッシ ☐ 豊和 ☐ YKK AP ☐ 金秀		☐ ハンドルの破損 ☐ 鍵の破損 ☐ 戸当りの破損 ☐ ドアチェックの破損 ☐ 気密ゴムの剥離 ☐ 建具、取付枠の腐食	☐ 開閉不良 ☐ 閉状態でのがたつき ☐ その他 ()	☐ 左記のとおり ☐ 変更あり ()
			☐ 引違い窓 (☐ 2枚 ☐ 4枚) ☐ 開き窓 ☐ すべり出し窓 ☐ 内倒し窓 ☐ フラッシュ戸	☐ 三協立山 ☐ LIXIL ☐ 不二サッシ ☐ 豊和 ☐ YKK AP ☐ 金秀		☐ ハンドルの破損 ☐ 鍵の破損 ☐ 戸当りの破損 ☐ ドアチェックの破損 ☐ 気密ゴムの剥離 ☐ 建具、取付枠の腐食	☐ 開閉不良 ☐ 閉状態でのがたつき ☐ その他 ()	☐ 左記のとおり ☐ 変更あり ()
			☐ 引違い窓 (☐ 2枚 ☐ 4枚) ☐ 開き窓 ☐ すべり出し窓 ☐ 内倒し窓 ☐ フラッシュ戸	☐ 三協立山 ☐ LIXIL ☐ 不二サッシ ☐ 豊和 ☐ YKK AP ☐ 金秀		☐ ハンドルの破損 ☐ 鍵の破損 ☐ 戸当りの破損 ☐ ドアチェックの破損 ☐ 気密ゴムの剥離 ☐ 建具、取付枠の腐食	☐ 開閉不良 ☐ 閉状態でのがたつき ☐ その他 ()	☐ 左記のとおり ☐ 変更あり ()

【記入者】 【確認者】※国の職員又は国から一部業務を委託された者が記載

会社名 所属等

氏 名 氏 名

(電話番号：)

住宅の建て替え状況

1 建て替え前の住宅（従前の住宅） ●	閉鎖登記簿などを参考に記入
(1) 建物所在地：宮城県仙台市鶴間1-13-2	
(2) 建物所有者：防衛 太郎	
(3) 建物名称：第1防衛荘 ●	アパート等の場合は建物の名称を記入 (1戸建住宅の場合は記入不要)
(4) 建築年月日：S40. 4. 1	
(5) 滅失年月日：H4. 4. 1	
(6) 全体の戸数：8 戸 ●	建て替え前の住宅の全戸数を記入
(7) 防音工事实施済戸数：4 戸 ●	
【実施済戸番】 101、102、201、203	建て替え前の住宅の全戸数のうち、 防音工事实施した戸数と号室を記入 (1戸建住宅の場合は戸番の記入不要)
2 建て替えた住宅（建替住宅） ●	登記簿謄本などを参考に記入
(1) 建物所在地：宮城県仙台市鶴間1-13-2	
(2) 建物所有者：防衛 太郎、防衛 花子、防衛 二郎	
(3) 建物名称：コーポ防衛I ●	アパート等の場合は建物の名称を記入 (1戸建住宅の場合は記入不要)
(4) 建築年月日：H4. 11. 1	
(5) 全体の戸数：8 戸 ●	建て替え後の住宅の全戸数を記入
(6) 建替住宅の防音工事实施済戸数：8 戸 ●	
【全対象戸番】 101、102、103、105、201、202、203、205	建て替え後の住宅の全戸数のうち、 防音工事实施した戸数と号室を記入
(7) 建替住宅の防音建具機能復旧工事实施済戸数：2 戸 ●	
【実施済戸番】 101、102	建て替え後の住宅の全戸数のうち、建具 復旧工事实施した戸数と号室を記入
(8) 今回防音建具機能復旧工事实施戸数：4 戸 ●	
【今回実施戸番】 103、201、202、205	今回建具復旧工事实施する戸数と号室 を記入
3 従前の住宅を建て替えた（建て替える）理由 住宅の老朽化のため ●	建て替えの理由を記入
添付書類：閉鎖登記事項証明書 ●	添付する書類名を記入

注：記載内容等を確認するために必要な次の書類を添付してください。

- ア 閉鎖登記簿謄本、閉鎖事項証明書又は家屋滅失証明書など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を証することができる書類
- イ アに掲げる書類をやむを得ない理由により添付できない場合には、従前の住宅に係る売買契約書の写し（当該写しが添付できないときは、地域の実情に精通している自治会長等が証する書面）など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を確認することができる書類
- ウ 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第4条に規定する区域の指定時における従前の住宅の戸数を確認することができる書類

書式変更可

令和〇〇年〇月〇日

住宅防音工事承諾書

工事希望者 住 所 宮城県仙台市中区北中通5-57

氏 名 防衛 太郎

1

上記、住宅防音工事の施工を承諾します。

住宅の共有者又は相続権者

住 所

氏 名 防衛 花子

住 所

氏 名 防衛 二郎

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

添付書類：1 運転免許証等の写し

2 戸籍謄本

3 除籍謄本

※登記簿上の所有者が死亡等の場合、名義変更が未済の場合は、「戸籍謄本、除籍謄本」（登記簿上の所有者と工事希望者との関係を証明する証明書）及び相続該当者全員の承諾書 が必要となります。また、運転免許証等の写しについては、申込書提出時又は現地調査時に本人確認する場合は必要ありません。

内定通知書

補助金等交付内定通知書【見本】

住宅防音事業補助金交付内定通知書

東防対第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

東北防衛局長

(公印省略)

令和〇〇年〇月〇日付けをもって提出のあった住宅防音事業補助金の交付の申込みについて、下記のとおり、令和〇〇年度住宅防音事業（防音建具機能復旧工事）として補助金を交付することに内定したので通知します。

つきましては、補助金の交付の申請をするときは、補助金交付申請書（正本1部及び副本1部）を令和〇〇年〇月〇日までに提出してください。

また、住宅防音事業補助金交付申込書に記載された内容について変更（住宅の所有者の変更等）があったときは、変更事項が確認できる書類（登記事項証明書等）を添え、その旨申し出てください。

なお、補助金の交付の申請をしないときは、文書をもって速やかにその旨申し出てください。

記

事業の内容

- 1 対象居室数：1居室
- 2 対象窓数：2窓

交付申込書の審査結果等について【見本】

東防対第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

東北防衛局長

(公印省略)

交付申込書の審査結果等について（通知）

令和〇〇年〇月〇日付けをもって提出のあった住宅防音事業補助金の交付の申込みについて審査した結果、下記1の理由により、補助金の交付の対象として認められないので、通知します。

なお、補助金の交付を改めて希望する場合は、下記2の改善措置を講じた上で、補助金の交付の申込みを行う必要があるので、下記3に連絡してください。

また、御不明な点がありましたら、下記3にお問い合わせください。

記

- 1 理 由：増改築により防音区画が保持されていないため。
- 2 改善措置の内容：自ら防音区画を復元した上で、再度希望届を提出する。
- 3 問い合わせ先：東北防衛局

企画部防音対策課住宅防音係

宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15

Tel 022-297-8216(直通)

交付申請書

工事希望者が記入

国が既にいただいた書類により記入

補助金交付申請書

令和〇〇年〇月〇日

東北防衛局長 殿

申請者 宮城県仙台市中区北中通5-57

防衛 太郎

令和〇〇年度において、下記のとおり〇〇飛行場周辺住宅防音事業を実施したいので、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱により補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：航空機の音響による障害を防止又は軽減する
- 2 補助金交付申請額：318,000円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業の実施予定期間：令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇〇日まで

添付書類：事業の内容及び経費配分書

工事希望者が記入
国が既にいただいた書類により記入

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：〇〇飛行場周辺住宅防音事業

工 事 種 別	構 造 規格等	事業量	経 費 の 配 分			国庫補 助割合	経費負担の内訳			備考
			経費の 区 分	工事費 の区分	事業費		国 庫 補助金	補助事 業 者 負担金	計	
防 音 建 具 機 能 復 旧 工 事	木 造 第Ⅰ工法 1 室	2 窓	工事費	本工事費	円 300,000	10/10	円 300,000	円 0	円 300,000	
				各種工事 負担金	0		0	0	0	
				工事雑費	0		0	0	0	
				設計監理費	18,000		18,000	0	18,000	
				合計	318,000		318,000	0	318,000	

- 注：1 工事種別の欄には、防音工事、空気調和機器機能復旧工事又は防音建具機能復旧工事の別を記入すること。
 2 経費の区分の欄には、工事費（工事費の区分の欄には、本工事費、各種工事負担金又は工事雑費を記入）、又は設計監理費の別を記入すること。
 3 設計図書等を添付すること。

交付決定通知書

補助金等交付決定通知書【見本】

補助金等交付決定通知書

東 防 対 第 ○ ○ ○ ○ 号
令 和 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日

防 衛 太 郎 殿

東北防衛局長
(公印省略)

令和○○年○月○日付けをもって申請のあった補助金等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

- 1 補助金等の交付の対象となる補助事業等は、令和○○年○月○日付けをもって申請のあった補助事業等とし、補助事業等の内容は、別添事業の内容及び経費配分書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業等の内容が変更された場合には、別に通知する額とする。

補助事業等に要する経費： 318,000円

補助金等の額： 318,000円

- 3 補助事業等に要する経費の配分は、別添事業の内容及び経費配分書のとおりとする。
- 4 補助金等の確定額は、補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額に補助率（100%）を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金等の額のいずれか低い額の合計額とする。
- 5 補助事業者等は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号。以下「規則」という。）及び防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（平成22年防衛省訓令第10号）に従わなければならない。
- 6 補助金等の交付の条件は、規則第4条第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した適正化法第22条に定める財産については、補助事業等完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従って効率的な運営を図らなければならない。
 - (2) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した機械及び重要な器具は、地方防衛局長又は東海防衛支局長の承認を受けずに、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (3) 補助事業等の執行につき、第三者に損害を及ぼしたときは、国はその責めを負わない。
 - (4) 補助事業等を遂行するための契約は、以下ア～ウを遵守の上、請負・委託契約によるものとする。
 - ア 請負・委託契約については、それぞれ別の者（資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない者）と締結しなければならない。
 - イ 請負・委託契約の締結に際しては、公正に契約金額を決定しなければならない。
 - ウ 請負・委託契約の締結に際しては、請負業者及び受託業者が、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨を明記した契約書を作成しなければならない。
 - (5) 補助金等交付決定通知書を受領したときは、速やかに事業等に着手し、令和○○年○月○日までに完了しなければならない。
 - (6) 補助事業者等は、補助金等について概算払を受けようとするときは、概算払請求書を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第1条第2号に規定する官署支出官に提出するものとする。
 - (7) 補助事業者等は、実績報告（適正化法第14条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金等に関する仕入れに係る消費税等相当額（補助金等の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額とを合計した金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを補助金等の額から減額して報告しなければならない。
 - (8) 補助事業者等は、実績報告を行った後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に関する仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第1により速やかに地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）に報告するとともに、地方防衛局長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

添付書類： 1 事業の内容及び経費配分書
2 別紙様式

着手報告書

補助事業者が記入

国が既にいただいた書類により記入

補 助 事 業 等 着 手 報 告 書 (住宅防音事業)

令和〇〇年〇月〇〇日

東北防衛局長 殿

補助事業者等 宮城県仙台市中区北中通5-57
防衛 太郎

令和〇〇年〇月〇日付け東防対第〇〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

(1) 設 計 金 額 : 300,000円

(2) 契 約 額 : 280,000円

2 着 手 年 月 日 : 令和〇〇年 〇月 〇日

3 完了予定年月日 : 令和〇〇年 〇月 〇日

4 契約の結果生じた補助金の額の剰余額 : 20,000円

注：2件以上の契約を締結する場合は、記中1の事項を契約ごとに記載すること。

遂行状況報告書

補助事業者が記入
国が既にいただいた書類により記入

補助事業等遂行状況報告書
(住宅防音事業)

令和〇〇年〇月〇日

東北防衛局長 殿

補助事業者等 宮城県仙台市中区北中通5-57
防衛 太郎

令和〇〇年〇月〇日付け東防対第〇〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業について、令和〇〇年〇月〇日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

経費の区分 及び工事費 の 区 分	交付決定		出 来 高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)}\right) \times 100$	補助金の 交付済額	備考
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)			
		円		円	%	円	
工事費	2 窓	300,000	1 窓	150,000	50	0	
本工事費		300,000		150,000		0	
各種工事負担金		0		0		0	
工事雑費		0					
設計監理費		18,000		9,000		0	
合 計		318,000		159,000		0	

注：工事雑費に係る出来高の状況は、記載の必要がない。

計画変更申請書

補助事業者が記入

国が既にいただいた書類により記入

補助事業等計画変更承認申請書 (住宅防音事業)

令和〇〇年〇月〇日

東北防衛局長 殿

補助事業者等 宮城県仙台市中区北中通5-57
防衛 太郎

令和〇〇年〇月〇日付け東防対第〇〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注：関係書類は、補助金交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添付された書面並びに当該書面に添付された書面及び図面の各葉のうち、住宅防音事業の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉について、書面にあつては変更前と変更後の住宅防音事業の計画の相違を容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあつては変更後の内容を明示したものとする。

計画変更承認書

補助事業等計画変更承認書【見本】

補助事業等計画変更承認書

東防対第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

東北防衛局長

(公印省略)

令和〇〇年〇月〇日付けをもって申請のあった補助事業等に対し、申請のと
おり承認する。

補助金等変更交付決定通知書【見本】

補助金等変更交付決定通知書

防衛 太郎 殿

東 防 対 第 ○ ○ ○ ○ 号
令 和 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日

東北防衛局長
(公印省略)

令和○○年○月○日付け東防対第○○○○号「補助金等交付決定通知書」（以下「原通知書」という。）の一部を次のとおり変更したので通知する。

- 1 原通知書 1 及び 3 の事業の内容及び経費配分書を別紙事業の内容及び経費配分書のとおり変更する。
- 2 原通知書 2 の補助事業等に要する経費及び補助金等の額を次のとおり変更する。

補助事業等に要する経費： 200,000円
補助金等の額： 200,000円

添付書類：別紙

実績報告書

補助事業者が記入
国が既にいただいた書類により記入

工事が完了した場合

補助事業等実績報告書
(住宅防音事業)

令和〇〇年〇月〇日

東北防衛局長 殿

補助事業者等 宮城県仙台市中区北中通5-57
防衛 太郎

令和〇〇年〇月〇日付け東防対第〇〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額 : 300,000円
- 2 補助金交付決定額 : 318,000円
- 3 収支精算 : 収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間 : 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで
- 5 事業の内容及び成果

経費の区分 及び工事費 の区分	交付決定		実績		差引増△減額 (A) - (B) 比較
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	
工事費	2窓	円 300,000	2窓	円 280,000	円 △20,000
本工事費		300,000		280,000	△20,000
各種工事負担金		0		0	0
工事雑費		0		0	0
設計監理費		18,000		18,000	0
合 計		318,000		298,000	△20,000

添付書類：収支精算書

収 支 精 算 書

事業の名称：〇〇飛行場周辺住宅防音事業

補助金交 付決定額	精算事業 費 総 額	国庫補助 割 合	国庫補助 金精算額	概 算 払 受領総額	差引国庫補 助金未受領 (返還) 額	備 考
	円		円	円	円	
318,000	300,000	10/10	300,000	0	300,000	

年度内に工事が完了しない場合

補助事業者が記入

国が既にいただいた書類により記入

補助事業等実績報告書
(住宅防音事業)

令和〇〇年〇月〇日

東北防衛局長 殿

補助事業者等 宮城県仙台市中区北中通5-57
防衛 太郎

令和〇〇年〇月〇日付け東防対第〇〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業の令和〇〇年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 事業所要額 : 〇〇〇, 〇〇〇円
- 補助金交付決定額 : 〇〇〇, 〇〇〇円
- 年度末の収支の状況 : 年度末収支状況調書に記載のとおり
- 事業実施期間 : 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇〇日まで

5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区分 及び工事費 の区分	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)}\right) \times 100$	補助金の 交付済額	備考
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)			
工事費	2 窓	円 300,000	2 窓	円 150,000	% 50	円 0	
本工事費		300,000		150,000		0	
各種工事負担金		0		0		0	
工事雑費		0		0		0	
設計監理費		18,000		9,000		0	
合 計		318,000		159,000		0	

添付書類 : 年度末収支状況調書

年 度 末 収 支 状 況 調 書

事業の名称：〇〇飛行場周辺住宅防音事業

1 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	
国庫補助金	318,000	0	318,000	

2 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	
工事費	300,000	0	300,000	
本工事費	300,000	0	300,000	
各種工事負担金	0	0	0	
工事雑費	0	0	0	
設計監理費	18,000	0	18,000	
合 計	318,000	0	318,000	

確定通知書

補助金等金額確定通知書【見本】

補助金等金額確定通知書

東防対第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

東北防衛局長

(公印省略)

令和〇〇年〇月〇日付け「補助事業等実績報告書」について審査の結果、令和〇〇年〇月〇日付け東防対第〇〇〇〇号「補助金等交付決定通知書」により通知した補助額を下記のとおり確定したから通知する。

記

区 分	確 定 補 助 額	備 考
	円	
工 事 費 本工事費	280,000	
工事雑費	0	
設 計 監 理 費	18,000	
合 計	298,000	